

# 重複障害者等の教育課程の取扱いについて①

平成28年4月13日  
教育課程部会  
特別支援教育部会  
(第7回) 資料4-2

## [参考] 特別支援学校の教育課程

### ■ 中学部（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）の教育課程

各教科									道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				

### ■ 中学部（知的障害）の教育課程

各教科									道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	※外国語				

※外国語を設けることができる



児童生徒の障害の状態により、特に必要がある場合には、教育課程の取扱いに関する各種の規定を設けている。

## 1. 障害の状態により特に必要がある場合 ※重複障害者に限定した取扱いではない

[高等部学習指導要領にも同様の規定]

### 1-(1) 各教科及び外国語活動（小学部）の目標及び内容に関する事項の一部取り扱わない

#### (例) ■ 中学部（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）の教育課程

各教科									道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学	理科 (内容の一部減)	音楽	美術	保健体育 (内容の一部減)	技術・家庭	外国語				

以下の学習の一部が困難又は不可能な場合、当該児童生徒に、この内容を履修させなくてもよい。

- ・視覚障害の児童生徒：「保健体育」の内容のうち、バスケットボール等の学習
- ・聴覚障害の児童生徒：「理科」の内容のうち、音に関する学習
- ・肢体不自由の児童生徒：「保健体育」のうち、器械運動等の学習

# 重複障害者等の教育課程の取扱いについて②

1-(2) 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、**当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部**によって替える

(例) ■ 中学部（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）の教育課程

各教科									道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学 (前学年)	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				

中学部第3学年の生徒：第3学年の「数学」を第2学年の「数学」の目標及び内容に替える。  
 小学部第4学年の児童：第4学年の「社会」及び「理科」を第1学年及び第2学年の「生活」の目標及び内容に替える。

1-(3) 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、**当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部**に替える ※教科の名称を替えることはできない。

1-(4) 中学部の外国語科の目標及び内容の一部について、**外国語活動の目標及び内容の一部**を取り入れることができる

(例) ■ 中学部（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）の教育課程

各教科									道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
国語	社会 (小学部の目標・内容)	数学 (小学部算数の目標・内容)	理科 (小学部の目標・内容)	音楽	美術	体育	職業・家庭	外国語 (一部、外国語活動の内容)				

- ・ 中学部「社会」を小学部「社会」の目標及び内容に替える（中学部の「数学」「理科」なども同様）
- ・ 中学部の「外国語」に小学部「外国語活動」の一部を取り入れる

(例) ■ 中学部（知的障害）の教育課程

各教科									道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
国語	社会 (小学部生活科の目標・内容)	数学	理科 (小学部生活科の目標・内容)	音楽	美術	保健体育	職業・家庭 (小学部生活科の目標・内容)	※外国語				

※外国語を設けることができる

- ・ 中学部「社会」「理科」「職業・家庭」の目標及び内容を小学部「生活」に替える

1-(5) **幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部**を取り入れることができる

- ・ 小学部の児童又は中学部の生徒に対し、特に必要がある場合には、幼稚園教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる。

# 重複障害者等の教育課程の取扱いについて③

## 2. 重複障害者の場合

[知的障害を併せ有する児童生徒の場合]

2-(1) 「各教科」又は「各教科の目標及び内容に関する事項の一部」を、**知的障害を有する児童生徒のための「教科」及び「教科の目標及び内容の一部」に替える**ことができる

### ① 「各教科」を替える場合

(例) ■ 中学部（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）の教育課程

各教科									道徳科 の時間	総合的な学習 の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				

- ・ 中学部「国語」を知的障害を有する児童生徒のための教科「国語」に替える（中学部の「社会」「数学」「外国語」も同様）
- ・ 当該各教科に相当する各教科とは、原則として教科名称の同一のものを指す

### ② 「各教科の目標、内容に関する事項の一部」を替える場合

(例) ■ 中学部（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）の教育課程

各教科									道徳科 の時間	総合的な学習 の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				

- ・ 中学部「国語」の目標及び内容に関する事項の一部を、知的障害のある児童生徒のための教科「国語」の目標及び内容の一部に替える（中学部の「社会」「数学」「外国語」も同様）

※視覚障害者等である児童に対する小学部の「社会」「理科」「家庭」に相当する教科(知的障害)とは「生活」、同じく中学部の「技術・家庭」に相当する教科(知的障害)とは「職業・家庭」と考えてよい。また、中学部において、知的障害のある児童生徒のための教科「生活」の導入は可能。ただし、教科の名称は替えられない。

### ③ 小学部の外国語活動及び総合的な学習の時間、中学部の外国語科の取扱い

(例) ■ 小学部（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）の教育課程

各教科								道徳科	特別活動	自立活動
国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	体育	家庭			

小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができる。

(例) ■ 中学部（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）の教育課程

各教科									道徳科 の時間	総合的な学習 の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				

中学部の生徒については、外国語科を設けないことができる。

※各教科の目標・内容に関する事項の一部を替えるものであるから、教科の名称を替えることはできない。

※障害の状態によって、知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校と同様の教育課程上の取扱いも考えられる。

# 重複障害者等の教育課程の取扱いについて④

[重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある児童生徒の場合]

2-(2)「各教科、道徳、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部」又は「各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間」に替えて、**自立活動を主として指導**を行うことができる

(例) ■ 小学部（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）の教育課程

各教科									道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
国語	算数	生活	社会	理科	家庭	音楽	図画工作	体育				

・小学部に外国語活動が導入されたことに伴い、各教科等と同様に外国語活動についても一部又は全部替えることができる。

各教科									道徳科	外国語活動	特別活動	総合的な学習の時間	自立活動
国語	算数	生活	社会	理科	家庭	音楽	図工	体育					
自立活動													

・各教科、道徳、外国語活動、特別活動の目標及び内容に関する事項の一部に替えて、自立活動の指導を主として行うことができる。

道徳科	特別活動	自立活動									
-----	------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

・各教科や外国語活動の目標及び内容の全部又は総合的な学習の時間に替えて、主として自立活動の指導を行うことができる。  
 ・なお、道徳及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意する必要がある。

## 3.訪問教育の場合

・障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合、前述の教育課程の取扱い（障害の状態より特に必要がある場合、重複障害者の場合など）によることができる。

## 4.重複障害者等に係る授業時数

・重複障害者、療養中の児童生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定める。

# 重複障害者等の教育課程の取扱いについて⑤ ～学びの連続性への配慮～

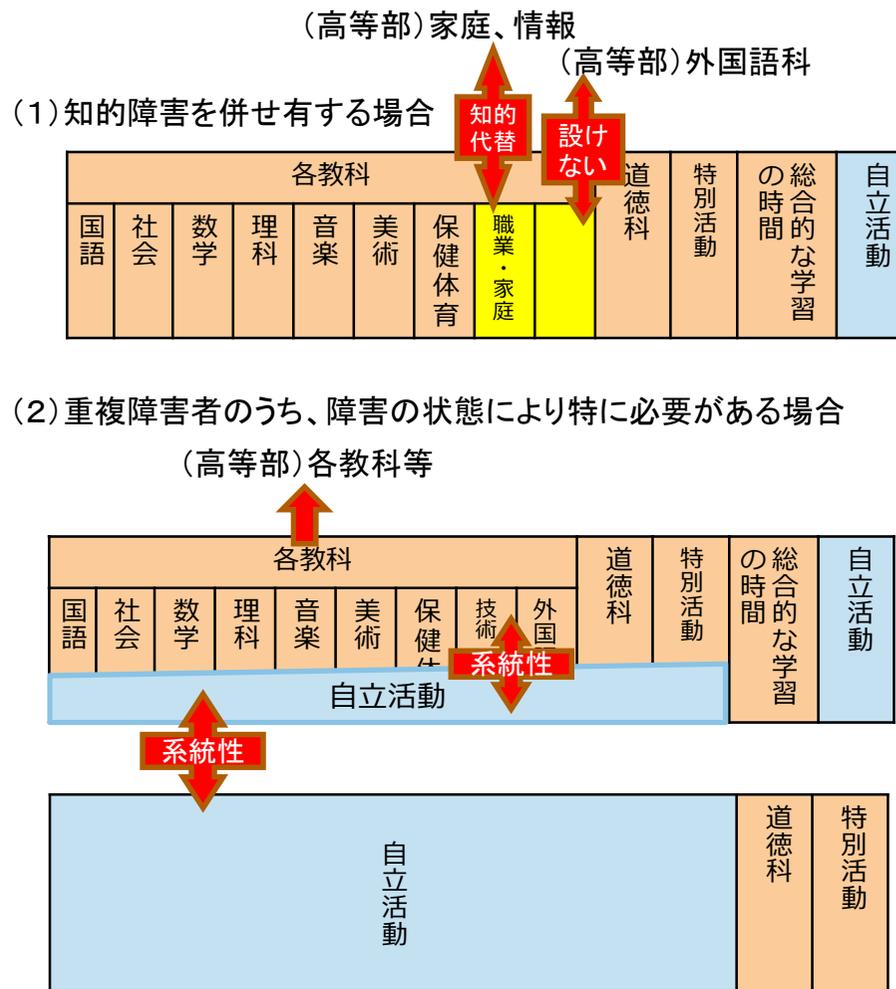
■ いずれの表も、中学部（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）の教育課程による例

## 【障害の状態により特に必要がある場合】



※取り扱わなかった事項や替えた事項を学年進行とともに、どのように事後措置するかを十分考慮した指導計画を作成すること。  
 ※特に、系統的な学習を主とする場合には、教材の精選や指導の一貫性に留意するなど、より一層慎重な取扱いが必要である。

## 【重複障害の場合】



※重複障害者については、一人一人の障害の状態が極めて多様であり、発達の不均衡が大きいことから、心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした自立活動の指導が特に必要になる。  
 ※なお、道徳及び特別活動は、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意すること。

## 【参考】特別支援学校在籍者数（重複障害）の推移 一国・公・私立計一

- ・特別支援学校に在籍する重複障害のある児童生徒数は増加している。
- ・全ての特別支援学校に重複障害のある児童生徒は在籍し、「重複障害者等の教育課程の取扱い」の規定を適用した教育課程が編成されている。

年度	在籍者数	単一障害	重複障害	内訳(重複障害)				
				視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱
昭和54年	人 88,847	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —
平成元年	95,008	67,822	27,186	885	692	14,161	9,545	1,903
11年	88,814	57,568	31,246	831	891	15,170	12,822	1,532
21年	117,035	80,024	37,011	3,136	2,968	36,536	27,135	16,556
参考26年	135,617	97,483	38,134	3,451	3,351	37,742	28,081	17,548

※平成18年度までは学校種ごとに集計。

※平成19年度以降は、複数の障害種を対象としている学校はそれぞれの障害種ごとに重複してカウントしている。

※平成9～12年度は各年度4月1日現在。その他は各年度5月1日現在。

※在籍者数は、小学部・中学部・高等部の計。

※昭和54年度は、単一障害、重複障害別の調査は実施していない。